

改訂項目	記載ページ
I-1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組 ☞医療機関に勤務する理学療法士等の賃金改善の評価新設	1
II-2-① 地域で救急患者等を受け入れる病棟の評価 ☞地域包括医療病棟入院料新設 ☞リハビリテーション・栄養・口腔連携加算新設（1日につき80点）	169
II-2-⑤ リハビリテーションに係る医療・介護情報連携の推進 ☞一部の移行先に対するリハビリテーション実施計画書提供の義務化 ☞リハビリテーション計画提供料廃止	196
II-2-⑥ 退院時におけるリハビリテーションに係る医療・介護連携の推進 ☞退院時共同指導料2の共同指導に理学療法士の参加が望ましい旨の要件追加	201
II-2-⑧ 入退院支援加算1・2の見直しについて ☞退院支援計画にリハビリテーションを含む旨の要件追加	205
II-2-⑮ リハビリテーションに係る医療・介護・障害福祉サービス連携の推進 ☞疾患別リハビリテーションと自立訓練（機能訓練）同時実施に係る施設基準緩和	234
II-3-① 急性期におけるリハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の取組の推進 ☞リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算新設（1日につき120点） ※ADL維持向上等体制加算廃止	237
II-3-② 病態に応じた早期からの疾患別リハビリテーションの推進 ☞早期リハビリテーション加算の評価見直し（1単位につき現行の30点から25点へ見直し）と 急性期リハビリテーション加算（1単位につき50点を更に所定点数より加算）の新設	239
II-3-③ 疾患別リハビリテーション料の実施者区分の創設 ☞疾患別リハビリテーション料にリハビリテーションを実施した職種区分新設	242
II-3-④ 呼吸器リハビリテーション料の見直し ☞周術期の呼吸器リハビリテーション料の対象患者拡大（大腸癌、卵巣癌、膵癌）	249
II-3-⑤ 療養病棟入院基本料の見直し ☞現行入院料Iで2単位/日を超えた疾患別リハビリテーション料を包括に含む	250
II-4-⑬ 回復期リハビリテーション病棟入院料の評価及び要件の見直し ☞入院料1及び2の評価見直し、地域貢献活動に参加することが望ましいことの追加、 入院料1及び3のFIMの測定に関する院内研修要件化、 病棟1から5までFIMを定期的に測定することを要件化、体制強化加算1・2廃止等	322
III-3-③ 回復期リハビリテーション病棟における運動器リハビリテーション料の算定単位数の見直し ☞運動器リハビリテーション料に係る算定単位数上限緩和対象患者見直し	563
III-5-④ 慢性腎臓病の透析予防指導管理の評価の新設 ☞新設の慢性腎臓病透析指導管理料の施設基準に理学療法士の配置が望ましい旨の追加	636